

障害者自立支援法のその後について

昨年の障害者自立支援法の施行から 1 年半が過ぎました。その間に幾多の問題発生があり、緊急避難的な対策が打たれて来ました。しかし、根本的な対策ではなく、依然、各種の問題が出てきています。

- 「1」 障害程度区分及び認定のあり方・・・チェックリストの判定項目不足。
- 「2」 障害福祉サービスを受けた時に要する費用・・・原則一割負担
- 「3」 施設の福祉サービスの報酬・・・日割り制や報酬単価引き下げによる収入減
- 「4」 障害者の就労賃金の低収入・・・自立できる最低賃金の確保

など、まだまだ課題が多い。

これらの対策の動きとして、7月の参議院選挙に大勝した党のホームページに、

「障害者自立支援法応益負担廃止法の概要」が乗っていた。内容に2件の施策がのっている。

(1) 障害者等の経済的負担の軽減・・・**原則一割負担** **障害者等の負担能力に応じた負担**
支援費制度等に準じた費用負担に戻す。

(2) 障害福祉サービス等の円滑な提供の確保・・・報酬の**日割り制** **月割り制**

おおむね、「障害者自立支援法」の以前の収入を保証。

以上の内容が達成できる事を期待している。我々も日頃の問題を行政や親の会に連絡をお願いします。



講演会「知的障害者の援助技術を学びませんか 社会参加・地域生活を進めるために」

講師・・・社会福祉法人「昴」 丹羽 彩文氏（ハロークリニック相談支援室 相談支援員）

期日 12月12日（水）AM10:00～12:00、 場所 埼玉県県民健康センター（浦和・県庁隣接）

主催 県育成会、県知的障害者相談員連絡会、 聴講申込みは11/末迄事務局に連絡下さい。

就労支援について

障害者が養護学校卒業や転職などで就労に当たった流れと関係機関を紹介します。就職を思い立ったら、先ず「就労支援センター」に相談して、登録・相談・求職登録(ハワーク)・職業評価・仕事さがし・・・と続きます。配布物に「就労の流れ」「就労支援センター」の役割付けましたので確認下さい。

熊谷市障害者就労支援センター 郵便番号 360-0041 熊谷市宮町 2-65 熊谷市立障害福祉会館 2F
電話 048-522-7761 FAX 048-522-7762 先に電話予約してお出かけ下さい。

当面のスケジュール

[1] **福祉の市**・・・期日10月27日（土）～28（日） 場所・ビッグタートル前で開催されます。
当会はバザー用品と野菜販売を行います。バザー用品の提供をお願いします。

[2] **文化作品展**・・・期日12月7日（金）～11日（火）AM、深谷市文化会館 展示室で開催されます。
展示品の申込は各施設からですが、障害福祉課からの案内がない所は事務局に連絡下さい。

「ふれあいサポート手帳」の配布

「ふれあいサポート手帳」は障害者が医療機関にかかる時、手帳をお医者さんに見せて、障害者や保護者が既往症の説明等が簡単に済むためのものです。なお、利用方法が手帳に記載されていますので確認下さい。

本件は、深谷市障害福祉課より配布協力依頼がありましたので、会でも配布するものです。尚、施設から配布され、重複する場合は予備にご利用下さい。

配布物

1. 深谷市手をつなぐ親の会通信 # 15
 2. 「福祉の市」バザー品支援依頼
 3. 機関紙「やまびこ」NO.182、183
 4. 「ふれあいサポート手帳」の配布
 5. 就労活動の流れ・就労支援センターの役割
- 親の会通信は2ヶ月前後に発行します。情報がありましたら梶山まで連絡下さい。